

2020年3月1日付首相令（概要）

第1条 別添1の自治体における感染拡大防止緊急対策

第1条1項

本政令の別添1で指定される自治体において、COVID-19 ウイルスの感染拡大防止のため、以下の緊急対策が取られる。

- a) 自治体内の人々が同自治体から出ることの禁止。
- b) 別添1の自治体へのアクセス禁止。
- c) 文化・娯楽・スポーツ・宗教上のものを含む、あらゆるイベント、イニシアティブ、公的および私的な場所でのあらゆる形の集会の中止。これらは、一般に公開された閉鎖空間で行われるものを含む。
- d) 保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校教育サービス、大学を含めた高等教育の中止。ただし、遠距離で行われる教育活動（当館注：テレビ等を使った通信教育）は除外される。
- e) 3月15日まで、課外活動としての遠足・修学旅行、交換・姉妹都市プログラムの中止。
- f) 美術館、文化施設・場所の一般人への開放の中止（対象施設として引用される法律番号省略）。無料公開日の開放禁止も含む。
- g) 公共サービスの一時停止。生活に必須あるいは公共に資するサービスに関しては、県知事の定める方法と制限に基づき実施可能。
- h) 別添1の自治体で実施予定または実施中の公務員及び私企業の採用試験の手続きの一時停止。
- i) 公益事業や生活に必要不可欠なサービス（対象サービスが規定される法律番号省略）や最も必要度の高い消費物資の購入のための商業活動を除くあらゆる商業活動の中止。
- j) 生活に必要不可欠な公共サービスや最も必要度の高い消費物資の購入のための商業活動にアクセスする際、身を守るための用具を身につけるか、地域の保健所予防局が定める感染防止策を採ることの義務。
- k) 地方線、また定期線でないものを含め、道路、鉄道、内水を介した物品及び人の輸送サービスの中止。ただし、最も必要度の高い消費物資や傷みやすい物資の輸送や、管轄地域の責任者（県知事）が認める例外を除く。
- l) 獣医を含む生活に必要不可欠なサービスや公益事業、在宅及び遠隔で勤務可能な場合を除き、企業活動の中止。県知事は管轄地域当局との合意のもと、家畜の飼育及び食糧生産に必要な活動、動植物の生物学サイクルに関連する延期不可の活動を保証する目的で特別な対策を講じることができる。
- m) 別添1の自治体や地域内に（実質上含め）居住あるいは滞在する労働者の労働活動の中止。労働活動を別添1の自治体外で行う場合も含む。

第1条2項

第1条1項の a),b)及び o)は、保健衛生関係者、警察関係者、消防関係者、及び軍関係者が自身

の職務を行うにあたっては適用されない。

第2条 別添2及び3の州と県における感染拡大防止緊急対策

第2条1項

別添2の州と県における COVID-19 ウイルスの感染拡大防止のために、以下の緊急対策が採られる。

- a) 公的あるいは私的な場所でのあらゆる種類のスポーツイベント及び試合は2020年3月8日まで中止。別添1の自治体以外においては、練習含めこれらのイベント・試合を閉めきった施設の内部で行う場合には許可する。別添2の州及び県に居住するファンが他の州や県で開催されるスポーツイベントや試合に遠征することは禁止。
- b) スキー場の営業は、閉鎖型輸送機械（ケーブルカー、ロープウェー、箱型リフト）への乗車人数を最大積載数の3分の1に限る措置を採る条件で許可される。
- c) 2020年3月8日まで文化・娯楽・スポーツ・宗教上のものを含む、あらゆるイベント、イニシアティブ、公的および私的な場所でのあらゆる形の集会の中止。これらは、一般に公開された閉鎖空間で行われるものを含む。例えば、大きなイベント、映画、劇場、クラブ（ディスコ）、宗教の式典等。
- d) 宗教施設の開放は、人々が密集するのを避け、少なくとも1メートルの対人距離を保てるよう措置を講じるならば許可される。
- e) 2020年3月8日まで保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校教育サービス、大学を含めた高等教育、職業訓練コース、マスターコース、保健衛生専門コース、高齢者向け大学での中止。専門分野で研修中の医学生向けのコース、一般医学のコース、保健衛生分野における学生インターン、遠距離で行われる教育活動（当館注：テレビ等を使った通信教育）は除外される。
- f) 美術館・文化施設の開放は、入場人数の割当制、あるいは、人々が密集するのを避け、少なくとも1メートルの対人距離を保てる措置を講じるならば許可される。
- g) 公務員及び私企業の採用活動手続きの中止。書類審査又は通信手段を用いる場合を除く。また、保健衛生関係者及び外科医国家試験、防災庁職員試験を除く。
- h) レストランやバー（喫茶店）、パブの営業に際し、席を一席ずつに限るか、客同士が少なくとも1メートルの対人距離を保てるようにすること。
- i) 項目h)以外の商業施設の営業に際し、入場人数の割当制、あるいは、人々が密集するのを避け、少なくとも1メートルの対人距離を保てる措置を講じること。
- j) 病院の保健衛生監督者は、入院病棟への訪問者のアクセスを制限する。
- k) 非自立生活者向け保健介助施設において、訪問者のアクセスを厳格に制限する。
- l) 保健衛生担当者・専門技術者及び州レベルで構成される危機管理ユニットが求める活動に必要なスタッフに関し、通常の休暇取得の一時中止。
- m) 会合や集会の実施に際し、リモート接続の推奨。保健衛生施設や社会福祉施設、公共サービスや新型コロナウイルス対応に関わる活動においては特に推奨する。

第2条2項

別添3の県に限り、次の措置も合わせて講ずる。

- a) 土・日曜日における、中・大規模の商店、複合商業施設内の商業活動、市場の閉鎖。薬局、ドラッグストア及び食糧品の販売店は除く。

第2条3項

ロンバルディア州及びピアチェンツァ県に限り、次の措置も合わせて講ずる。

- a) ジム・スポーツセンター・プール施設・スパ・温泉施設の営業中止。文化センター・コミュニティセンター・レクリエーションセンターは除く。

第2条4項

別添1の自治体が属する控訴院の管轄区に含まれる裁判所においては、3月15日まで、一般市民向けサービス及び至急でない訴訟について、裁判所長が一般への開所時間を短縮してよい。

第3条 国全体への情報及び予防対策

第3条1項

国全体に関しては以下の措置を採る。

- a) 保健衛生分野関係者は、WHOが報告する呼吸器経由の感染症拡大防止策を履行し、保健省が発表すると通り部屋の衛生・消毒管理を行う。
- b) 幼児教育サービス、あらゆるレベル・種類の学校、大学、その他の地方自治体事務所は、市民に開放された空間あるいは市民が集合、行き来する場所に、別添4の保健省が周知している予防措置に関する情報を掲示しなければならない。
- c) 市民が出入りする場所だけではなく、地方自治体、特に保健衛生サービス施設では、利用者や訪問者だけでなく、職員も利用できる手洗いのための消毒薬を設置しなければならない。
- d) 市長や業界団体（*associazioni di categoria*）は、別添4に列挙された予防策の情報拡散を店舗で促進しなければならない。
- e) 長距離を走行する交通機関を含む地方公共交通機関の運営会社は、公共交通機関の特別清掃作業を採り入れなければならない。
- f) 公務員及び私企業の採用試験手続に関し、手続きの遂行が許可されている場合でも、候補者欧支の接触を減らすための適切な措置を取り、互いに1メートルの距離を保てるようにすること。
- g) 本政令の官報掲載日から直近の14日間にイタリアに入国した者で、WHOが指定するような感染リスクが高い地域、あるいは別添1の自治体に滞在・経由した者は総合診療医（MMG）あるいはかかりつけの小児科医（PLS）だけでなく、管轄地域の保健機関内対策部に通知に通告すること。公的保健機関へのデータの転送は、各州が個別にデータ転送措置を決定し、公的保健機関の医師の名前とコンタクトを指定する。市民から緊急事態番号112あるいは各州が指定するフリーダイヤルに接触があった場合、オペレーターは、（同

市民の情報を) 管轄地域の公的保健機関へ転送するために、身分及び連絡先を伝える。

第3条2項

公的保健機関の職員 (operatore di Sanita' Pubblica) 及び管轄地域の公的保健機関サービスは、第1項g)の規定に基づき、以下に指定される方法によって、自宅隔離を指示することが想定される。

- a) 報告を受けたら、当人の他者との接触リスク (rischio di esposizione) につき適正な判断を下す目的で、電話で接触し、可能な限り詳細及び実証的に、滞在地域及び直近14日間の旅行の行程につき情報を収集する。
- b) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、当人の最大限の協力を得るため、方法と目的を示しつつ、取るべき対策を詳細に説明する。
- c) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、公的保健機関職員は、INPS の証明書のためにも当人がサポートを受けることができる総合診療医あるいはかかりつけの小児科医に通知する。
- d) 仕事を休むために証明書が必要な場合の説明 (省略)

第3条3項

公的保健機関職員は更に以下実施しなければならない：

- a) 熱がないこと、自宅隔離に付される当人に他の持病がないか確認すること、また同居人がいる場合同居人に対しても同様に確認する。
- b) 当人に対し、症状、感染の特徴、感染のパターン、発症した場合に同居人を守るために実施すべき対策を説明する。
- c) 朝晩2回、体温を測ることの必要性につき当人に情報提供する。

第3条4項

予防措置の効果を最大限にするため、また、以下の対策の最大限の遵守と適用を確保するために、自宅隔離の意義、方法及び目的について知らしめることは極めて重要である。

- a) 最後に他人と接触があった日から14日間隔離状態を保つこと
- b) 社会的接触の禁止
- c) 移動及び旅行の禁止
- d) 監督のために、連絡が取れる状態にいること

第3条5項

自宅隔離に付されている間に症状が現れた場合、当人は以下を行わなければならない。

- a) 総合診療医 (MMG) あるいはかかりつけの小児科医 (PLS) 及び公的保健機関職員に即座に通知すること
- b) 外科用マスク (自宅隔離開始の時点で供給される) を着用し、その他の同居者から離れる
- c) 病院へ搬送されるまでの間、適度な換気を行いつつも、自室の扉を閉めて待機する

第3条6項

公的保健機関は監督対象の当人の健康状態を把握するため日々連絡をとる。当該人が発症した場合には、総合診療医（MMG）あるいはかかりつけの小児科医（PLS）に相談の後、公的保健機関の医師が保健相の通達（5443-22/02/2020）が規定する手続きに進む。

第3条7項

全国で別添4の予防措置を適用する。

第4条 国全体への更なる対策

第4条1項

国全体に以下の対策を施す。

- a) 緊急事態宣言（2020年1月31日～）の間、雇用主はあらゆる関係の部下に対し、スマートワーキング（lavoro agile, 在宅勤務を規定する法律番号省略）の適用することができる。
- b) 修学旅行、姉妹都市交流、名称にかかわらずあらゆるガイドツアーや課外活動、あらゆるレベル、種類の教育機関のプログラムは2020年3月15日まで一時中止される。
- c) 3月20日までの期間、幼児教育サービス及びあらゆる種類・レベルの学校において、5日以上感染症を理由に学校を休んだ生徒が再び登校する際は、医師による証明書の提出を義務付ける。
- d) 新型コロナウイルスによる緊急事態のために一時閉鎖された学校の職員は、教員組合（collegio dei docenti）に諮問した上で、学校の閉鎖期間中のみ、遠距離教育方式を始動されることができる。障害を持つ学生の特別な求めにも配慮する。
- e) 25日首相令の規定（条文番号省略）により試験を受けられなかった候補者のために、締め切り延長を管理職専用の対策とする。
- f) 及び g) 大学及び芸術・音楽・舞踏高等教育機関において、学生が新型コロナウイルスによる緊急事態のために教育過程上及び学歴上必要な活動に参加できなかった場合、可能な限り遠距離で、大同大学及び同教育機関が指定するとおりに行うことができる。
- h) 緊急事態宣言の終了時まで、保健省の指示を考慮し、公的保健機関は司法省に対し、感染リスクが高い自治体から未成年の収監施設に感染防止のサポートを供給することを保証する。

第5条 緊急対策の執行

管轄地域のプレフェットは、内務相への事前通告をもって、管轄の自治体が本政令規定を実施するのを監視するほか、本政令第1条の執行を保証する。要すれば、消防団及び軍とも可能な限り協力し、関係する州及び自治州の知事へ通告しながら、各地司令部と連絡をとり警察を活用して対策を執行することを保証する。

第6条 最終規定

第6条1項 本政令の規定は2020年3月2日から8日まで効力を有する。

第6条2項 本政令が発効した日以降、2020年2月23日及び25日の首相令は効力を失う。

2020年3月1日 ローマ

コンテ首相 (署名)

スペランツァ保健相 (署名)

別添1：11の自治体（ロンバルディア州：コドーニョ、カステリョーネ・ダッダ、カザルプステルレンゴ、フォンビオ、マレーオ、ソマツリヤ、ベルトーニコ、テッラノーヴァ・ディ・パッセリーニ、カステルジェルンド、サン・フィオラーノ、ヴェネト州：ヴォ）

別添2：北部3州（エミリア＝ロマーニャ州、ロンバルディア州、ヴェネト州）及び、マルケ州ペーザロ・ウルビーノ県、リグーリア州サヴォーナ県

別添3：

- a) ベルガモ県
- b) ローディ県
- c) ピアチェンツァ県
- d) クレモナ県

別添4：

- a) 頻繁な手洗い。公共施設、ジム、スーパーマーケット、薬局、その他人が集まる場所では手の洗淨のための水性アルコール溶液を設置することを推奨。
- b) 急性呼吸器系感染症にかかる人との至近距離での接触を避ける。
- c) 目、鼻、口を手で触らない。
- d) くしゃみや咳をする際は口を覆う。
- e) 医者が処方した場合を除き、抗ウイルス剤や抗生物質を摂取しない。
- f) 塩素系又はアルコール系の殺菌剤で物の表面を掃除する。
- g) 病気の疑いがある又は病人の看護をする場合のみマスクを着用する。